

令和3年8月11日時点

新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について（予定）

長野県

1 概要

長野県からの要請（期間：8月14日(土)～8月24日(火)）に応じて、営業時間の短縮等にご協力をいただき、4に掲げる要件に適合する事業者の皆様に、協力金を支給します。 ※「信州の安心なお店」については、特例措置がありますので『「信州の安心なお店 認証制度」認証店舗の時短要請期間中における営業の特例について』をご覧ください。

2 今後のスケジュール ご注意：要請期間を延長した場合は変更になります。

- (1) 申請要項・様式公表 8月下旬（予定）（県HP掲載、県松本地域振興局等で配布）
- (2) 申請期間・支給時期 未定（要項公表時にお知らせします。）

3 協力金の支給額

1店舗当たり 2.5万円/日～7.5万円/日(11日間で27.5万円～82.5万円)とします。

- (3) 要請の以前から必要な許認可等を取得していること。役員及び従業員等が暴力団員等に該当しないこと。

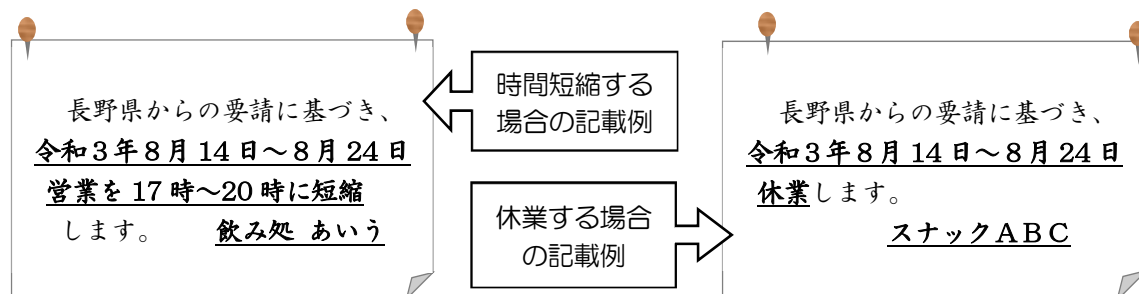
提出書類 ○誓約書（申請書を兼ねた専用様式）、 ○飲食店営業許可証（写）

- (4) 8月14日^{*1}から要請終了日までの全ての日、営業時間短縮^{*2}、又は休業を行い、そのことを店頭の貼り紙やホームページ掲載等で外部に周知していること（記載例参照）

※1 やむを得ない事情により、8月14日あるいは、8月14日及び15日に営業時間短縮等ができなかった場合も、8月16日以降の全ての日に実施していれば、減額の上、協力金を支給します。

※2 時間短縮の場合、店内で飲食したお客が、午後8時までに完全に退店している必要があります。

提出書類 ○営業時間の短縮等をお客に周知した貼り紙やHPの画面（紙出力）等
【以下記載例】注：要請期間延長の場合は、貼り紙等に記載した終了日を修正してください。



- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナウイルス対策推進宣言」等の表示を行っていること。

- 右のいずれかのステッカー又はポスター（ポスターの場合は、店名及び取組内容を記載）を掲示した写真を提出
以下のHP又は商工会議所・商工会にて入手ができます。※「信州の安心なお店」のステッカーは、別途申請手続きが必要になります。



https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#download

- (6) その他の必要な要件は、申請要項で定めます。

5 お問い合わせ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

- | | |
|----------------|--------------------------|
| <要請内容について> | 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室 |
| <協力金について> | 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口 |
| <信州の安心なお店について> | 産業労働部 産業政策課 団体・サービス産業振興係 |

上記内容は予定です。最新の情報については、下記の県ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2108matsumoto.html>